

イギリス・社会貢献・責任・英雄法 2015 年版

2015 年 第 3 章

<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/3/enacted/data.pdf>

過失または法定義務の違反における請求を決定する際に裁判所が考慮しなければならない事項に関する規定を設ける法律。[2015 年 2 月 12 日。]

今開会の国会において、女王の最も偉大な陛下が、霊的および時間的な貴族およびコモンズの助言と同意を得て、その権威により、以下のように制定する。

1 この法律が適用される場合

この法律は、ある人が過失または法的義務に違反したという主張を検討する際に、その人が注意の基準を満たすために取るべき手順を決定する場合に適用されます。

2 社会的活動

裁判所は、過失または法的義務違反の主張が、その人が社会またはその構成員の利益のために行動していたときに発生したかどうかを考慮しなければならない。

3 責任

裁判所は、過失または法定義務の違反が発生したとされる活動の過程で、その人が他人の安全またはその他の利益を保護するために、主に責任ある姿勢を示したかどうかを考慮する必要がある。

4 英雄行為 裁判所は、過失または法定義務の違反とされる行為が、危険にさらされている個人を支援するために緊急事態に介入することによって英雄的に行動していたときに発生したかどうかを考慮しなければなりません。

5 範囲、開始および略称

(1) 本法は、イングランドおよびウェールズにのみ適用される。

(2) 第 1 条から第 4 条は、国務長官が法定器具により作成した規則によって指定することができる日に施行される。

(3) (2)の規定に基づく規則は、国務長官が適切と考える経過措置を含むことができる。

(4) この節は、この法律が成立した日に施行される。

(5) 本法は、社会的行為、責任および英雄主義法 2015 として引用されることがある。